

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">組合そくほう</h1> <p>全大教ホームページ http://www.zendaikyō.or.jp/ 信州大学教職員組合 URL http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/</p>	<p>信州大学教職員組合事務局 直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用) 内線：811-2341 akarenga@kbf.biglobe.ne.jp 通算 907 号 2020 年 9 月 3 日発行</p>
---	---

国家公務員 ボーナスを大幅カット(△0.15月分)

～8月の人事院勧告～

人事院は民間給与との比較で、国家公務員の給与改定を勧告しました（下表）。それによりますと、月額給は民間より△19円であるので改定はおこなわず、ボーナス（期末・勤勉手当）は民間より0.15ヶ月高いので、その分を引き下げ年4.45ヶ月を4.30ヶ月（平均給与で62,000円のマイナス）とするそうです。

国立大学法人である信州大学は、国家公務員ではありませんので、この勧告を無視することもできますが、法人化後も法人側は人事院勧告を踏襲してきていることから、12月のボーナスに向けてボーナスカットの動きがあると思われます。

組合としては、賃金を下げることは同意できません。提案があった場合は強く現状維持を主張するつもりです。

表 人事院給与勧告で示された国家公務員のボーナス支給月数

		6 月期	1 2 月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95 月 (支給済)	0.95 月 (改定なし)
令和4年度	期末手当	1.20 月	1.20 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

人事院の勧告は、「給与に関する報告」のほかに「公務員人事管理に関する報告」があります。後者は働き方に関する勧告が多く、過去には、残業にならないように会議を計画しなさい、非常勤職員にもボーナスをあげなさい、などをと報告していました。

今年の勧告では、①非常勤職員の給与、②育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取り扱い、③テレワーク（在宅勤務）に対する給与面での対応、が報告されています。

信州大学（法人側）は、国家公務員とは待遇が違う（人事院規則が適用されない）こと等を理由に、こうした人事管理に関する勧告は採用してきていません。しかし非常勤職員のボーナスについては、労働契約法での「同一労働同一賃金」の原則だけでなく、国家公務員でも人事院による指針が定められています。そろそろ無視せずに向き合う時期だと考えます。

勧告ではその他に、中央省庁勤務の若手職員の離職問題、公務員志望者の減少、デジタル人材などの専門人材不足等の課題が報告されています。

また職員の定年を、65歳に段階的引き上げすることに伴う60歳前後の給与水準が、連続的になる取組についても検討するようです。この事は裏面をご覧ください。

人事院勧告の詳細については、「人事院勧告 2021」で検索してください。

国家公務員の定年が65歳に 6月に改正法が成立

改正国家公務員法が6月4日に可決、成立しました。昨年も同改正法が提出されていましたが、内閣の判断で検事総長らの定年を延長できる特例規定が設けられていたことで、野党や世論の反対を受けて廃案になりました。今年はこの規定を削除して再提出していました。

2023年度の定年の人から31年度まで2年ごとに1歳ずつ引き上げます。60歳で原則として管理職から外れる「役職定年制」を導入し、若い世代にポストを渡すこととなりますが、特例として引き続き管理職を担うことも可能となっています。勤務時間もフルタイムだけでなく短時間勤務も選択でき、多様な働き方が認められています。

定年年齢		60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
生まれた年度	定年	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
1962 (S37)	60歳	59	60										
1963 (S38)	61歳	58	59	60	61								
1964 (S39)	62歳	57	58	59	60	61	62						
1965 (S40)	63歳	56	57	58	59	60	61	62	63				
1966 (S41)	64歳	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64		
1967 (S42)	65歳	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65

信州大学でも職員の再雇用制度としてシニア雇用があり、60歳で定年を迎えた後、65歳まで継続して働けますが、給料はそれまでの半分以下となります。時間給でボーナスもありません。最近はこの制度を利用せずに、大学外で働く人も見られるほか、非常勤職員の身分なので副業をする人もいます。定年延長では待遇はそのまま、60歳の時の**7割の給与が支給される**、とされています。

退職金も7割になる、と心配になりますが、「ピーク時特例」という方法で、60歳時に勤務年数が計算上の上限の35年であれば65歳でも同額支給されます。また60歳以降に定年前に自己都合で退職しても、定年退職扱い（自己都合より支給割合が大きい）になります。

良い話には裏もあります。今年の人事院勧告では、給与が一気に7割に減るのではなく、給与制度を改定して、賃金の急激な落ち込みを緩和して連続的なものにするように取り組むことになっています。文面を見る限り、60歳までの（多分40歳～50歳台を中心に）給与水準を下げる事を言っていると思われます。

信州大学では、まだ定年の延長をすると組合に提示してきていません。組合としては、全国の大学にある職員組合と連携をとり、今後の動向を注意深く見守りたいと思います。